

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第6条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(業務の目的)

本業務は、以下に示す落石防護施設について、各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定し、長寿命化対策に資する資料とすることを目的とする。

点検・修繕対象一覧表

N o.	路線名	施設名称	形式	箇所数	点検方法
1	一般国道193号	出合ロックシェッド	ロックシェッド	1	高所作業車
2	一般国道193号	平谷ロックシェッド	ロックシェッド	1	高所作業車
3	一般国道195号	九文名ロックキーパー1(柱式)	ロックキーパー	1	高所作業車
4	一般国道195号	九文名ロックキーパー2(柱式)	ロックキーパー	1	高所作業車

(貸与資料)

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

・道路台帳(既存)

その他業務履行上必要となった委託者の所有する資料については、協議により貸与するものとする。

(打合せ)

業務着手時、中間打合せ1回、成果納入時に発注者と協議を行う。

(関係機関協議)

点検、調査、設計に必要な関係機関との協議及び諸手続、資料収集及び協議資料を作成する。

(設計計画)

関係資料を収集・整理し、業務計画書を作成する。

(疑義)

受託者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

(対象施設)

本業務の対象施設は、前述の「点検・修繕対象一覧表」のとおりとする。

なお、対象施設の規格・型式等により点検、点検方法、保安設備、交通誘導員、調査、設計内容、数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議を行い、必要に応じて変更契約の対象とする。

また、協議の際においては、必要に応じて見積の提出を求める場合がある。

(落石防護施設定期点検)

1. 業務計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②点検対象位置図
- ③業務実施方針(点検方法)
- ④実施体制
- ⑤実施工程表
- ⑥仮設備計画

- ⑦使用建設機械
- ⑧安全管理計画(交通規制を含む)
- ⑨環境対策
- ⑩連絡体制(緊急時含む)
- ⑪その他監督職員が必要と認めたもの

なお、実施体制については、適切な点検作業班を編成するものとする。

2. 資料収集

関係資料を収集・整理する。

3. 現地踏査

点検に先立ち、落石防護施設の立地状況、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況を調査して記録する。なお、現地状況(排水柵等の土砂溜まり等)により点検作業に支障がある場合には、監督員と協議すること。

4. 状態の把握(点検)

定期点検(以下、「点検」という。)は、近接目視により行うことを基本とする。また必要に応じて触診や打音検査等の非破壊検査等を併用して行う。

なお、必要に応じて機械・機具を用いる場合は、それらの機器及び使用の範囲等について、監督員と協議すること。

5. 健全性の診断

要領に基づき「部材単位」及び「落石防護施設毎」の健全性の診断を行う。

6. 定期点検記録簿の作成

点検結果をもとに、要領に定める点検記録簿の作成を行う。